

# 自分の年金加入状況を確認しましょう

## 11月は年金月間

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。あなたの備えは大丈夫ですか。

### 国民年金加入者の種類と保険料の納め方

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。就職や退職で被保険者区分が変わる場合は、市役所で手続きが必要です。

|        | 第1号被保険者                   | 第2号被保険者                    | 第3号被保険者               |
|--------|---------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 加入者    | 学生や事業者などとその配偶者            | 会社員、公務員など（厚生年金加入者）         | 第2号被保険者に扶養されている配偶者    |
| 保険料の納付 | 月額16,540円。自身で納付する必要があります。 | 本人負担分が給料から天引きされ、勤務先が納付します。 | 配偶者の加入している制度から負担されます。 |

### 保険料の納付が困難なとき

学生納付特例、納付猶予、免除の各制度を活用しましょう。ただし、納める保険料が少なくなると、受け取れる年金も少なくなってしまうのでご注意ください。

### 日本年金機構では保険料の収納業務を民間委託

民間委託業者／(株)バックスグループ

☎0800-6000-600

### ねんきんネットで自分の年金記録を確認

11月30日（いいみらい）は「年金の日」です。この機会にねんきんネットで自分の年金記録や受給見込み額を確認し、将来の生活設計を考えてみませんか。

☎(月)～(金)▶ 8時30分～17時15分 ※(月)のみ19時まで  
第2(土)▶ 9時30分～16時

☎年金定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

0570-058-555

☎国保年金課 995-1813

# その火事を 防ぐあなたに 金メダル

## 11/9(月)～15(日)は秋季全国火災予防運動を実施

11月9日(月)から15日(日)までの7日間、秋季火災予防運動が行われます。火災が発生しやすい時季に、火災予防思想の一層の普及と火災発生の防止を行い、逃げ遅れなどによる死者の減少と、財産の損失を防ぐことを目的としています。

### 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

#### 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

#### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。警報器が古くなると故障などで火災を感知しなくなる場合があるので、10年を目安に交換する
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、

防災品を使用する

- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る

### 消毒用アルコールの取り扱い

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、取り扱いには注意が必要です。

### 消毒用アルコールの安全な取り扱い

- 火気の近くで使用しない
- 容器に詰め替えるときは通気性の良い場所や換気が行われている場所で行い、容器にアルコールであることや「火気厳禁」などの注意事項を記載する
- 密閉した場所で多量の噴霧は避ける
- 直接日光が当たる場所や高温となる場所を避けて保管し、破損防止を講じる

☎富士山南東消防本部予防課 972-5802